

令和8年2月10日付け平戸市公告第6号にて公告した「公有財産の売払いについて」の「3 入札に付そうとする財産の行政的条件等」の(1)における詳細資料として、次のとおり公表する。

ア 当該物件は、令和3年度まで大島診療所及び大島歯科診療所の建物が設置されており、令和5年度に解体工事を実施しました。

解体工事において、建物の基礎杭及び合併浄化槽等を撤去し、埋戻しを行いました。基礎杭の1.25～1.4メートルより深い部分及び合併浄化槽の土留め壁の一部については、隣地の崩壊防止等のための地下埋設物として残存しています。

については、購入後の利活用への影響が考えられますので、必ず入札参加前に購入後の利用計画に支障がないかご確認ください。詳しくは、財政課にお問合わせください。

当該物件は、現況有姿での引き渡しとなります。残存物の撤去が必要な場合は、購入者の負担で行ってください。

イ 当該物件の敷地内に市営有線テレビ用柱があります。移設が必要な場合は、購入者の負担で行ってください。

ウ 当該物件の敷地内に休止中の上水道用給水装置(メーターボックス等)があります。移設が必要な場合は、購入者の負担で行ってください。

エ 当該物件の敷地内に地域住民用のごみ箱があります。移設が必要な場合は、購入者において協議を行ってください。